

スーパー道ぶしん補助金に関するQ&A

目次

1 制度全般について

Q1	スーパー道ぶしん補助金とは、どのような制度ですか。	4
Q2	金額に上限はありますか。	4
Q3	補助金の対象者は。	4
Q4	行政区に所属していれば誰でも申請できますか。	4
Q5	何回でも申請できますか。	4
Q6	1回に複数の路線を申請できますか。	4
Q7	どのような道路が対象となりますか。	4
Q8	幅員はどこからどこまでを指しますか。	4
Q9	申請する道路の全部又は一部に私道が含まれている場合は対象になりますか。	4
Q10	どのような工事が補助の対象ですか。	5

2 申請準備

Q11	申請書類の入手方法は。	5
Q12	申請前に市に相談などはできますか。	5
Q13	市道と認定外道路かの判断がつかないのですが。	5
Q14	申請する路線を市で決めてくれますか。	5
Q15	見積りを依頼する業者はどこにすればよいですか。	5
Q16	今年度交付を受けられなかった路線を、次年度に申請することはできますか。	5
Q17	相見積もりは必要ですか。	5

3 募集

Q18	募集期間はいつまでですか。	5
Q19	どこへ申請すればいいですか。	5
Q20	申請すれば、必ず補助金の対象となりますか。	6
Q21	早く申請すれば、交付決定も早くなりますか。	6
Q22	県道や市道に接続する道路の場合、道路法の申請は必要ですか。	6

4 申請書類提出

- Q23 交付申請書に押印は必要ですか。．．．．． 6
- Q24 工事計画書の工事期間はどのくらいにすればよいですか。．．．．． 6
- Q25 工事計画書の舗装構成に基準はありますか。．．．．． 6
- Q26 申請書類を業者に作成してもらうことはできますか。．．．．． 6
- Q27 組織員とは誰が対象となりますか。．．．．． 6
- Q28 位置図はどのようなものを添付すればよいですか。．．．．． 6

5 受付・審査

- Q29 審査期間はどのくらいですか。．．．．． 7
- Q30 現地調査が必要な場合など、申請者の立会いが必要なことはありますか。．．．．． 7
- Q31 申請書類に不備があった場合はどのようになりますか。．．．．． 7
- Q32 適正な工事計画とはどのようなことですか。．．．．． 7
- Q33 各行政区からの申請総額が予算を超える申請があった場合はどのようになりますか。．．．．． 7

6 交付決定通知

- Q34 交付決定通知はどのように通知されますか。．．．．． 7
- Q35 交付決定通知書は、今後の手続きで必要になりますか。．．．．． 7
- Q36 交付決定後に申請内容に変更があった場合どのようにすればよいですか。．．．．． 7
- Q37 変更内容の分かる書類とはどのようなものですか。．．．．． 8
- Q38 交付決定通知書を紛失した場合はどのようにすればよいですか。．．．．． 8
- Q39 交付決定を取り消されることはありますか。．．．．． 8

7 工事発注・施工

- Q40 いつ工事を発注すればよいですか。．．．．． 8
- Q41 いつまでに工事完了すればよいですか。．．．．． 8
- Q42 工事に立会う必要はありますか。．．．．． 8
- Q43 行政区として立会う場合に手当を補助金から支払うことはできますか。．．．．． 8
- Q44 工事の立会いで事故やけがをした場合の保険料を補助金から支払うことはできますか。．．．．． 8
- Q45 工事中に不明な埋蔵物が発掘された場合、どのようにすればよいですか。．．．．． 8
- Q46 工事に前金支払いは必要ですか。．．．．． 8

8 工事完了

- Q47 工事完了後、市で検査を行いますか。 9
- Q48 補助金交付請求書の提出期限はありますか。 9
- Q49 工事状況写真は何部提出しますか。 9
- Q50 なぜ、請求書の写しが必要なのですか。 9
- Q51 交付決定額と請求書の金額に差異があった場合はどうすればよいですか。 9
- Q52 補助金交付請求書に記載する口座に指定はありますか。 9

9 補助金交付

- Q53 補助金交付請求書を提出してからどのくらいの期間で振込されますか。 9
- Q54 入金日の連絡は可能ですか。 9
- Q55 現金での受領はできますか。 9

10 業者への支払い

- Q56 市から業者へ直接振込してもらえますか。 10
- Q57 支払い期限はありますか。 10
- Q58 なぜ、領収書が必要なのですか。 10

11 補助金実績報告

- Q59 いつまでに補助金実績報告書を提出すればよいですか。 10
- Q60 「事業が終了したとき」とは、どの時点ですか。 10
- Q61 領収書を添付しなくても補助金実績報告書を受理してもらえますか。 10

12 その他

- Q62 申請者を委任することはできますか。 10
- Q63 補助金の返還要件となる「不正な手段」とは、どのようなものですか。 10
- Q64 申請したが交付を受けられなかった場合、申請内容は次年度に繰り越しとなりますか。 10
- Q65 当初の予算以外に補正などによる追加措置はありますか。 11
- Q66 補助金を返還する場合、どのようにすればよいですか。 11
- Q67 要綱第 14 条で「他の支給制度と併用することはできない」とありますが、現行の「道ぶしん原材料支給制度」や市の他の課で支給を受けた支給制度は「他の支給制度」に該当しますか。 11
- Q68 今までのように穴埋めや簡易的な補修は市で実施してもらえますか。 11
- Q69 現行の「道ぶしん原材料支給制度」は廃止になってしまったのですか。 11

1 制度全般について

Q 1 スーパー道ぶしん補助金とは、どのような制度ですか。

A 1 行政区が行う舗装工事に係る費用の一切を補助する制度です。

Q 2 金額に上限はありますか。

A 2 100万円を上限としています。

Q 3 補助の対象者は。

A 3 各行政区を対象とします。

Q 4 行政区に所属していれば誰でも申請できますか。

A 4 申請者は、行政区長に限ります。

Q 5 何回でも申請できますか。

A 5 1行政区、1年度1回までです。

Q 6 1回に複数の路線を申請できますか。

A 6 1路線のみです。上限100万円の補助金を複数路線に利用することはできません。

Q 7 どのような道路が対象となりますか。

A 7 用地取得による拡幅を伴わない「認定外道路」で、かつ、次のいずれかに該当するものを対象とします。

(1) 幅員3.0m以上のもの。

(2) 沿線に居住する者又は土地の利用者を合わせて3軒以上供用しているもの。

※認定外道路とは

国道、県道、市道のような、「道路法」の適用を受ける道路を除き、一般に利用されている市が所有している道路をいう。

Q 8 幅員はどこからどこまでを指しますか。

A 8 公図により測定するものが正確な幅員となりますが、公図がない場合などは、現況利用している部分の端から端までとなります。

Q 9 申請する道路の全部又は一部に私道が含まれている場合は対象になりますか。

A 9 市が所有する認定外道路を対象としているため、対象になりません。ただし、一部に私道が含まれており、隣接地権者の同意を得られている場合には対象となる場合がありますので、建設課へ御相談ください。

Q10 どのような工事が補助の対象ですか。

A10 舗装に係る工事のみが対象です。例えば、未舗装の道を舗装する。傷んだ舗装を打ち替える。などです。

2 申請準備

Q11 申請書類の入手方法は。

A11 建設課に用意しています。また、矢板市ホームページからダウンロードしてください。

Q12 申請前に事前に市に相談などはできますか。

A12 申請用紙の記入方法など、気兼ねなく相談してください。

Q13 市道と認定外道路かの判断がつかないのですが。

A13 建設課にお問合せください。台帳等で確認することができます。

Q14 申請する路線を市で決めてくれますか。

A14 行政区内で優先順位をつけて1路線選定してください。

Q15 見積りを依頼する業者はどこにすればいいですか。

A15 登録業者一覧に記載のある業者であれば、どこに依頼しても大丈夫です。

Q16 今年度交付を受けられなかった路線を、次年度に申請することはできますか。

A16 可能です。

Q17 相見積もりは必要ですか。

A17 施工を依頼する予定の1社分で大丈夫です。

3 募集

Q18 募集期間はいつまでですか。

A18 毎年4月1日から5月31日の市役所の開庁している時間に申請してください。(開庁時間 平日8:30~17:15)

Q19 どこへ申請すればいいですか。

A19 建設課維持担当に提出してください。

Q20 申請すれば、必ず補助金の対象となりますか。

A20 予算の範囲内で交付決定するので、必ず補助金の対象となるわけではありません。

Q21 早く申請すれば、交付決定も早くなりますか。

A21 申請期間終了後に審査の上、交付決定します。

Q22 県道や市道に接続する道路の場合、道路法の申請は必要ですか。

A22 個別に確認が必要となりますので、建設課維持担当へ御相談ください。

4 申請書類提出

Q23 交付申請書に押印は必要ですか。

A23 提出していただく全ての申請書類に押印の必要はありません。

Q24 工事計画書の工事期間はどのくらいにしたらよいですか。

A24 発注する業者と決めていただきますが、交付決定から年度内（2月末）までに終了するよう設定してください。

Q25 工事計画書の舗装構成に基準はありますか。

A25 基準はありませんが、通行車両の安全性を考慮し、表層は3 cm以上確保することを推奨します。

Q26 申請書類を業者に作成してもらうことはできますか。

A26 建設業者には申請書類の説明もしてありますので、作成の相談にも対応していただけたと思います。

Q27 組織員とは誰が対象となりますか。

A27 申請する路線沿線に居住されている方又は土地の利用者が組織員となります。

Q28 位置図はどのようなものを添付すればよいですか。

A28 インターネットからの印刷したものやお手持ちの地図などを添付してください。

5 受付・審査

Q29 審査期間はどのくらいですか。

A29 おおむね1か月を目安としてください。審査終了後、交付決定通知書を発行します。

Q30 現地調査が必要な場合など、申請者の立会いが必要なことはありますか。

A30 書類上判断ができない場合など現地立会をお願いする場合があります。

Q31 申請書類に不備があった場合はどのようになりますか。

A31 修正箇所などをお伝えいたしますので、必要事項の記入など書類の再提出をお願いします。なお、不備のない書類を受付してから審査となりますので、交付決定が遅くなる場合があります。速やかに修正するようお願いいたします。

Q32 適正な工事計画とはどのようなことですか。

A32 舗装厚を極端に薄くしていないことや、複数の箇所を計画していないことなどです。

Q33 各行政区からの申請総額が予算を超える申請があった場合はどのようになりますか。

A33 建設課で設定した選定基準に沿って、優先順位をつけさせていただき、交付決定します。

6 交付決定通知

Q34 交付決定通知はどのように通知されますか。

A34 申請者へ御連絡いたします。交付決定通知書の受取りに来庁してください。（郵送による対応もできます。）

Q35 交付決定通知書は、今後の手続きで必要となりますか。

A35 補助金請求時に写しの添付が必要となりますので、大切に保管していただくようお願いいたします。

Q36 交付決定後に申請内容に変更があった場合どのようにすればよいですか。

A36 補助金交付変更申請書に変更内容の分かる書類を添付して提出してください。再審査の後、改めて補助金交付変更決定通知書を発行します。

Q37 変更内容の分かる書類とはどのようなものですか。

A37 見積書や工事図面の添付をお願いします。

Q38 交付決定通知書を紛失した場合はどのようにすればよいですか。

A38 建設課維持担当へ御相談ください。

Q39 交付決定を取り消されることはありますか。

A39 要綱に定められた取消事由に該当した場合には、取消しとなります。

7 工事発注・施工

Q40 いつ工事を発注すればよいですか。

A40 交付決定通知後に発注するようお願いします。

Q41 いつまでに工事完了すればよいですか。

A41 補助金を交付する都合上、2月末までには工事を完了させるようお願いします。

Q42 工事に立会う必要はありますか。

A42 業者からの依頼等があった場合、行政区で対応をお願いします。

Q43 行政区として立会う場合に手当を補助金から支払うことはできますか。

A43 申し訳ありませんが、行政区で対応をお願いします。

Q44 工事立会いで事故やけがをした場合の保険料を補助金から支払うことはできますか。

A44 申し訳ありませんが、必要があれば行政区で対応をお願いします。

Q45 工事中に不明な埋設物が発掘された場合、どのようにすればよいですか。

A45 建設課維持担当へご連絡ください。

Q46 工事に前金支払いは必要ですか。

A46 発注する業者に確認してください。補助金は工事完成後に交付しますので御注意ください。

8 工事完了

Q47 工事完了後、市で検査は行いますか。

A47 現地の確認はいたしますが、検査は行いません。

Q48 補助金交付請求書の提出期限はありますか。

A48 工事終了後、速やかに提出をお願いします。遅くとも、2月末までに提出してください。

Q49 工事状況写真は何部提出しますか。

A49 施工前、施工中、施工後の写真を写真帳等で整理し1部提出してください。

Q50 なぜ、請求書の写しが必要なのですか。

A50 交付決定した金額との差異があるかを確認するために必要となります。

Q51 交付決定額と請求書の金額に差異があった場合はどうすればよいですか。

A51 補助金交付変更申請書の提出をお願いします。改めて交付決定をした上で、指定口座に入金いたします。なお、上限100万円を超えた部分については、行政区の負担となります。

Q52 補助金交付請求書に記載する口座に指定はありますか。

A52 行政区で使用している口座を御指定ください。

9 補助金交付

Q53 補助金交付請求書を提出してからどのくらいの期間で振込されますか。

A53 不備のない請求書を受付してから速やかに指定の口座に振込みます。

Q54 入金日の連絡は可能ですか。

A54 入金日が分かり次第御連絡いたします。

Q55 現金での受領はできますか。

A55 口座への入金のみとします。

10 業者への支払い

Q56 市から業者へ直接振込してもらえますか。

A56 できません。発注者が行政区の工事になりますので、行政区から振込するようお願いします。

Q57 支払い期限はありますか。

A57 実績報告書の提出が年度内（4月～3月）に完了するよう支払いを済ませてください。

Q58 なぜ、領収書が必要なのですか。

A58 補助金が業者へ支払われたかを確認するために必要となります。補助金実績報告書に添付してください。

11 補助金実績報告

Q59 いつまでに補助金実績報告書を提出すればよいですか。

A59 申請年度の3月31日までに提出してください。

Q60 「事業が終了したとき」とは、どの時点ですか。

A60 支払いが完了し、領収書を受領した時点です。

Q61 領収書を添付しなくても補助金実績報告書を受理してもらえますか。

A61 お手数ですが領収書を再発行していただいて、提出をお願いします。

12 その他

Q62 申請者を委任することができますか。

A62 原則、行政区長が申請者となりますが、やむを得ない事由（入院など）により申請者となれない場合は副区長に限り委任することが可能です。

Q63 補助金の返還要件となる「不正な手段」とは、どのようなものですか。

A63 不正な手段とは、次のような場合が考えられます。

(1)架空の契約により補助金の交付を受けた場合

(2)他の要件を満たせず、利用実態や幅員を偽り、交付を受けた場合など。

Q64 申請したが交付が受けられなかった場合、申請内容は次年度に繰り越しとなりますか。

A64 次年度以降、再度申請してください。

Q65 当初の予算以外に補正などによる追加措置はありますか。

A65 予算の範囲内で交付決定します。

Q66 補助金を返還する場合、どのようにすればよいですか。

A66 市で発行した納付書を指定の金融機関にて納めてください。

Q67 要綱第14条で、「他の支給制度と併用することはできない」とありますが、現行の「道ぶしん原材料支給制度」や市の他の課で受けた支給制度は「他の支給制度」に該当しますか。

A67 該当します。例えば、側溝等の原材料支給を受けて、その布設する工事費を補助金で支払うことはできません。

Q68 今までのように穴埋めや簡易的な補修は市で実施してもらえますか。

A68 実施します。修繕が必要な場合は建設課維持担当に連絡してください。

Q69 現行の「道ぶしん原材料支給制度」は廃止になってしまったのですか。

A69 引き続き御利用いただくことができます。
